

## 全国障害者スポーツ大会の競技規則の改正に伴う 宮崎県障がい者スポーツ大会の競技規則と障害区分の改正について

全国障害者スポーツ大会の競技規則・解説の改正及び障害区分の改正点

- ◇平成30年度福井大会
  - 陸上競技
  - アーチェリー競技
  - 水泳競技
- ◇平成31年度茨城大会
  - 卓球競技
- ◇平成33年度三重大会（予定）
  - ポッチャ競技

### 〈競技規則の改正〉

#### 1 陸上競技

- ①視覚障がい者の競走競技で「伴走者あり」の場合は紐を必ず持つこととする。
  - ・紐は非伸縮性で50cm以内とする。（競走者と伴走者の距離は50cm以内となる）
  - ・スタートからゴールまでは紐を離してはならない。
- ②車いす使用者の投てき競技（ジャベリックスロー・ソフトボール投）は円盤投げサークルを使用しても良いこととする。
- ③すべての視覚障害の走幅跳の踏切板の長さは1mとする。
- ④視覚障害の区分24に属するものは、競技エリアで光を通さないアイマスクを装着しなければならない。

#### 2 アーチェリー競技

リカーブ部門において年齢区分を撤廃する。

#### 3 水泳競技

- ①スタートでイングリッシュコールを導入する。
  - ・審判長の短い笛の合図で準備し、長い笛の合図でスタート台に上がり、「TAKE YOUR MARKS（テイク・ユア・マークス）」の合図を待つ。
- ②視覚障害者の区分23に属するものは、競技中に光を通さないゴーグルを装着し、競技終了まで装着しなければならない。

#### 4 ポッチャ競技（平成33年度三重大会より実施予定）

〈別表1 宮崎県障がい者スポーツ大会競技・種目〉参照

ポッチャの障害区分は、すべて投球時の姿勢を基準とする。

##### ①車いす利用者・座位者

- ア、四肢麻痺者・対麻痺者・片麻痺者等、車いすまたは椅子座位で競技をする選手。
- イ、投球はできるが車いすの方向を変えたり、移動したりすることが機能的に困難な選手。
- ウ、投球することが困難で、ランプを使用して競技する選手。  
※イ及びウの選手は、1選手に1人競技アシスタントが認められる。

##### ②立位者

立位で競技するもの。競技においては、日常的に車いすを使用しているものでも、投球時に立っているかどうかで判断される。

## 〈障害区分（視覚障害区分）の改正〉

○陸上競技、水泳、卓球（S T T含む）について、視覚障害区分の改正を行う。

### ■陸上競技

	区分番号	障害区分
視覚障害	2 4	視力 0 から 0.01 まで
	2 5	その他の視覚障害

※視力は両目の視力の和で判定する。

※障害区分 2 4 は「主催者が準備した」光を通さないアイマスクを装着する。

### ■水泳

	区分番号	障害区分
視覚障害	2 3	視力 0 から 0.01 まで
	2 4	その他の視覚障害

※視力は両眼の視力の和で判定する。

※障害区分 2 3 は「主催者が準備した」光を通さないゴーグルを装着する。

### ■卓球

	区分番号	障害区分
視覚障害	1 5	アイマスク有り
	1 6	アイマスク無し

※視力・視野の程度に関わらず、アイマスクの有無で出場競技を分ける。

※障害区分 1 5 は「主催者が準備した」アイマスクを装着する。

○視力・視野については下記のとおりとする。

#### ●視力について

現行：良い方の視力で障害区分を判定

改正：両目の和で障害区分を判定

注 1：指数弁～光覚弁については、以下の視力として換算し和を算出する。

指数弁は「0.01」、手動弁～光覚弁は「0」として判定する。

注 2：視力は手帳と同様に矯正視力（眼鏡、コンタクトレンズ等を使用した視力）で判定を行う。

#### ●視野について

現行：視野は「5度以内」と「それ以外」で区分する。

改正：視野は障害区分の判定要因には含めない

○卓球（S T T含む）について

現行：「視力 0.03 までまたは視野 5 度以内」は S T T

「その他視覚障害」は卓球

改正：視力・視野を問わずアイマスクの装着の有無で競技を区分する。

※アイマスクありは S T T に、アイマスクなしは一般卓球に出場できる。

※平成 31 年度茨城大会より、新たな参加障害区分として、【精神障がい】を設けることとする。また、各県選手団における精神障がい者の参加枠を 2 名（男女 1 名ずつ）設ける。